

横浜地方裁判所平成27年（行ウ）第54号・生活保護基準引下げ違憲処分取消等
請求事件

判決要旨

当裁判所は、本件各告示による生活扶助基準の改定（本件改定）は、生活保護法
5 3条、8条2項の規定に違反し、違法なものというべきであるから、本件各変更決
定も違法であり、これらの取消しを求める原告らの請求（ただし、原告番号27の
請求は除く。）は、いずれも理由があるから認容すべきであり、原告番号27の変更
10 決定の取消請求に係る訴えは、適法な審査請求を前置していないから、不適法なも
のとして却下すべきであり、国家賠償請求については、いずれも理由がないから棄
却すべきであると判断する。本件改定が違法であるとした点につき、その理由の要
旨は次のとおりである。

1 ゆがみ調整について

(1) ゆがみ調整は、生活扶助基準の展開部分の適正化を図ることを目的として行
われたものと認められるところ、厚生労働大臣が、平成25年検証の結果を踏まえ、
15 その必要があると判断したことに不合理な点があるとはいえない。

(2) 基準部会が行った平成25年検証は、その手法やこれに用いられた資料に、
統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性に欠けるところ
があるとは認められず、厚生労働大臣が、生活扶助基準の展開のための指數につ
いて適正化を図るために、平成25年検証の結果を反映したゆがみ調整を行うことと
20 した判断に不合理な点があるとはいえない。

(3) ゆがみ調整を行うに当たり、激変緩和措置として、平成25年検証の結果の
反映比率を2分の1としたことが、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専
門的知見との整合性を欠くとはいせず、また、政策的判断としても、被保護者（特
に子どものいる世帯）の期待的利益や生活への影響等の観点から相応の配慮をする
25 ものであって、合理性を欠くとはいえない。

(4) 以上検討したところによれば、ゆがみ調整に係る厚生労働大臣の判断には、

その過程及び手続に過誤、欠落が認められるとはいえない。

2 デフレ調整について

(1) 基準部会等における議論を経ていないことについて

厚生労働大臣には最低限度の生活の具体化に係る専門技術的かつ政策的な見地から
5 の裁量権が認められるとはいえ、厚生労働大臣の定める保護基準は、生活保護法
8 条 2 項所定の事項を遵守したものであることを要し、憲法 25 条 1 項の定める健
康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならないこと及び
これまでの生活扶助基準の改定経緯等に鑑みれば、デフレ調整を行うに当たり、消
費者物価指数そのものを生活扶助基準の改定根拠とすることやその改定方法等につ
いて、
10 基準部会など専門家から構成される会議体における議論を経ていないことは、
統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性の有無等の観点
から、デフレ調整に係る厚生労働大臣の裁量判断の適否を審査するに当たり、前提
として踏まえるべき重要な事情であるというべきである。

(2) デフレ調整の必要性に係る判断の合理性の有無

平成 16 年全国消費実態調査の結果等を用いて行われた平成 19 年検証当時と本
件改定当時とでは、一般低所得世帯の消費実態に相応の違いが生じていた可能性が
ある。その上、平成 19 年報告書において指摘された生活扶助基準額と一般低所得
世帯の消費実態との不均衡の程度は大きくなかったのに対し、平成 19 年ないし平
成 23 年では、食料費や光熱水費に係る物価は大幅に上昇していたことになるから、
平成 19 年検証の後も生活扶助基準が据え置かれたこと及び平成 23 年までの物価
20 の下落によって、保護受給世帯の可処分所得が一般低所得世帯と比較して相対的、
実質的にみて増加した、あるいは、被告らがいうように、生活扶助基準と一般低所
得世帯の消費実態との均衡が大きく崩れた状態になっていたとは直ちに認め難い。

デフレ調整をゆがみ調整とともにに行うに際しては、ゆがみ調整の結果として及ぼ
25 されることになる生活扶助基準額への影響を考慮した上で、なお物価を勘案した生
活扶助基準の水準の調整（デフレ調整）を行う必要があるのかを、統計等の客観的

な数値等や専門的知見をもって説明する必要があるというべきである。しかしながら、被告らは、この点について十分な説明をしているとはいえない。

デフレ調整の必要性に係る厚生労働大臣の判断は、これに関する被告らの説明を踏まえても、統計等の客観的な数値等との合理的関連性を欠き、あるいは、専門的知見との整合性を有しないものというほかない。

(3) デフレ調整の方法として、平成20年以降の物価を反映することとした判断の合理性の有無

本来、平成20年度に平成19年検証の結果に基づいて生活扶助基準の改定を行わなければならなかったものの、平成20年度について改定を行わなかったということから、平成20年の時点における生活扶助基準と一般低所得世帯の消費実態との関係が平成19年報告書に記載されたものと同等であることが示されているとはいはず、のこととデフレ調整の起点を平成20年とすることとの間に合理的関連があるとはいえない。したがって、被告らの主張するところは、平成20年をデフレ調整の起点としたことを、統計等の客観的な数値等との合理的関連性や専門的知見との整合性をもって説明するものとはいえない。

(4) 生活扶助相当CPIを用いて算定された本件下落率をもってデフレ調整を行うこととした判断の合理性の有無

平成20年から平成23年までの生活扶助相当CPIの変化率には、テレビ及びパソコンの価格指数が下落した影響が大きく及んでいるところ、生活扶助相当CPIを算出する際に用いられたウエイト（消費構造）と保護受給世帯における消費構造とは異なり、特に、テレビ及びパソコンを含む教養娯楽の支出割合は、保護受給世帯で相当小さいといえるから、生活扶助相当CPIが下落したことによる消費実態への影響の程度（実質的な可処分所得の増加と評価し得る程度）は、保護受給世帯では、一般世帯に比べて相当限られたものであると考えられる。

したがって、保護受給世帯において、本件下落率（-4.78%）に相当するような可処分所得の実質的増加が生じたものと評価することはできない。

そうすると、厚生労働大臣が、生活扶助相当CPIの平成20年から平成23年の物価変動率を-4.78%と算定し、これをもって、平成20年以降の保護受給世帯の可処分所得が相対的、実質的に増加したことによる一般国民との不均衡を是正するのに相当な数値と判断したことは、統計等の客観的な数値等との合理的関連性を欠くといわざるを得ない。

5 本件改定の適法性について

以上のとおり、デフレ調整に関する厚生労働大臣の判断は、被告らの説明を踏まえても、統計等の客観的な数値等との合理的関連性を欠き、あるいは専門的知見との整合性を有しないものといわざるを得ない。そして、本件改定の影響は、保護受給世帯のおよそ96%の世帯に広く及ぶものであり、かつ、減額の幅も大きいことに照らせば、その結果も重大である。したがって、厚生労働大臣のデフレ調整に係る判断には、最低限度の生活の具体化に係る判断の過程に過誤、欠落があるというべきである。

本件改定はゆがみ調整及びデフレ調整を一体的に行うものであり、本件改定のうち、ゆがみ調整に係る部分とデフレ調整に係る部分とを明瞭に区分することはできないから、本件改定は、その余の点について判断するまでもなく、厚生労働大臣が裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、生活保護法3条、8条2項の規定に違反し、違法なものというべきである。

以上